

## 平成 23 年度 第 5 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 23 年 10 月 31 日（月）17:00～18:20

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

### 3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長

平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）（年金局）今別府年金管理審議官 塚本事業企画課長

渡辺企業年金国民年金基金課長 中村事業管理課長

尾崎年金記録回復室長

（大臣官房総務課）棚橋調査会議事務局長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 矢崎理事 野口経営企画部長

本田財務部長 柳樂事業企画部長 伊原記録問題対策部長

阿蘇国民年金部長

### 4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

### 5 会議経過

- 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せについて、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 受託事業者が行う審査で記録が不一致とされたものの約 3 割は、その後に機構職員が行う審査で一致とみなしているという説明だったが、二重チェックによって不一致件数が減少する理由は何かという質問に対して、受託事業者はコンピュータ記録の全てを閲覧できるわけではないため、機構職員がコンピュータ上の記録訂正の履歴などを確認し、紙台帳の記録と不一致となっていることに合理的な理由があるかを判断して、最終的に一致とみなしているからであるとの回答があった。
- ・ 突合せの結果、記録が一致していると判断された審査結果に誤りがないかという品質検査を行っているのかという質問に対して、受託事業者及び機構職員それぞれで抜取検査を行っており、機構職員による抜取検査において 1 件でもミスが発見された場合には、抜取りを行った保管箱全体を受託事業者に戻却して、再度チェックをさせるなど品質管理に努めている。その結果、受託事業者の 1 次審査の誤審率は、突合せの開始当初は 10% を超えていたものが、最近では全ての拠点で 1% を下回っているとの回答があった。
- ・ 受給者については、突合せのコストよりも年金回復見込額が上回る現状のようだが、今後、突合せを行う年齢層が低くなっていけば、突合せを行ってもあまり意味がないところに達するのではないかとという質問に対して、サンプル調査結果によると、受給者の中で一番若い 65 歳～75 歳の年齢層においても費用対効果があるが、加入者についてはその取扱いを別途検討中であるとの回答があった。

- ・ 受給者に係る突合せはいつ終了するのか、また、その後は加入者に係る突合せを行うことになるのかという質問に対して、受給者については、概算要求上平成24年度末までにおおむね終了する予定であり、加入者については、引き続き、与党と相談しながらその取扱いを検討していきたいとの回答があった。
- ・ 突合せに係るコストパフォーマンスは、あまり世の中に受け入れられないのではないかという意見に対して、突合せの事業をどう実施していくかについては、コストパフォーマンスだけではなく、年金制度に対する信頼感というような問題も含めて考え、どのように評価するのかということだと思ふとの回答があった。
- ・ 未統合記録を解明するための基本的な方策について、どのように考えているかという質問に対して、未統合記録と紙台帳の照合作業を本年8月末から別途行っており、この作業を行っても持ち主が判明しなかったものについては、ねんきんネットで国民が検索できるシステムを来年度にスタートさせたいとの回答があった。

○ 厚生年金基金記録と国記録との突合せについて、厚生労働省から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 突合せでは、標準報酬月額の違いについても調査を行っているのかという質問に対して、何らかの不一致がある記録については、全て確認を行っているとの回答があった。
- ・ 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せによる記録訂正の通知と、厚生年金基金記録と国記録との突合せによる記録訂正の通知の両方が同一の者に送付される場合もあるのかという質問に対して、確率的には低いが、可能性としてはあるとの回答があった。  
また、同一の者について、一方の突合せの結果で年金増額、もう一方の突合せの結果で年金減額となるケースが発生することも考えられるが、双方の突合せの結果を把握して整合性がとれるようになっているのかという質問に対して、突合せは、それぞれ独立して作業を行っており、また、そのようなことが発生する確率が低いことから、質問のようなことは実施していないという回答があった。
- ・ 厚生年金基金代行部分の不支給事案に係る再発防止は、具体的にどのように対処するのかという質問に対して、具体案までには至っていないが、ダブルチェックができるようなシステムを検討しているとの回答があった。

○ 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議について、厚生労働省から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 「運用3号」という違法の疑いのあるやり方が、厚生労働省の内部で意思決定されたプロセスを解明する必要があると考えるが、今後どのようにそのプロセスを解明していく予定なのかという質問に対して、どのような検討過程を経て、どのような意見が出され、また、どのようなやり取りがあったのかという点につい

て、関係者へのヒアリングを通じて確認したいとの回答があった。

- ・ 第3号被保険者不整合記録問題の救済法案により、「運用3号」の取扱いによって既に年金を支給された者に対して、過払いとなった分の返還を求めないという問題が生じないのかという質問に対して、法案は、現時点で成案になっている状態ではなく、「運用3号」の取扱いによって本来の年金額よりも高い年金を受け取っている者の取扱いについて、与党の部門会議で議論していただいているとの回答があった。

- 議事に引き続いて、厚生労働省から、資料に基づき、平成24年度厚生労働省予算概算要求に係る説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・ 想定外のことが起こるたびに、毎年多額の費用が必要となっているが、将来、新たな記録問題が再び起こらないための安全・安心な年金システムの実現に向けて、どの程度の費用でどのような対策を講じているのか教えてもらいたいとの質問に対して、記録問題の再発防止策に関し、整理した上で年金局と相談して対応したいとの回答があった。

- 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)